

I 平成26年度事業の実施概要

当財団は、平成元年7月に財団法人 秋田県長寿社会振興財団として設立されて以来、本年7月で27年目を迎える。

その間、当財団は、設置目的である、「明るく活力ある長寿社会づくり」を目指して、高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう、関係機関・団体と密接な連携のもと、各種事業を展開してきた。

設立当初は、生きがいと健康づくり事業の推進と、高齢者総合相談センターの運営事業を中核として事業を進め、事業を通じて明るく活力ある長寿社会を目指し、情報提供、啓発普及を主として事業展開してきた。

その後、少子高齢化の進行、核家族化の進行、認知症高齢者の急増、高齢者ニーズの多様化等の状況下で、平成9年に中央シルバーエリアに移転後は、平成12年に施行された介護保険制度の対応、介護実習・普及センターの受託運営、介護支援専門員の試験・研修等の実施、また平成18年には、介護サービス情報公表センターの運営等の事業も加わり、県民への介護知識や技術の普及並びに福祉用具の展示を通じた利用の促進、介護保険制度の施行に伴う従事者の資質向上、啓発普及に関する事業等を実施し、高齢者や家族、地域を取り巻く多様な課題に応えるべく情報を発信し、各種事業を総合的に展開してきた。

さらに、平成21年には高齢者虐待防止のための権利擁護等推進事業を実施、平成22年には認知症コールセンターの開設、同年スポーツ交流大会を県北地区、県南地区において開催、平成23年度地域支え合い体制づくりの推進と『健康長寿あきたの秘訣十ヶ条』の普及啓発事業の推進、平成24年度には介護職員等によるたんの吸引等の研修の実施、平成25年度からは、地域包括ケアシステム構築のための啓発や、地域ケア会議等活動支援事業の推進等、地域包括支援センターに係る研修の実施、同年県内高齢者の健康づくりのためニュースポーツ交流会を開催し、平成27年度からの新しい総合支援事業の推進のための市町村支援の準備を進めてきたところである。

こうした中で当財団は、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行し4年目を迎えたが、公益財団法人としてより公益性が高く、信頼される法人として公益事業の着実な推進を求められた年でもあった。

平成26年度事業については、当財団の定款の目的・事業内容に基づき、事業計画に沿って、各種事業を実施した。

従来の事業を実施するほか、地域ケア・マネジメント支援機能強化事業として、地域ケア会議の開催のため広域支援員を派遣し、地域包括支援センターの機能強化を図ったこと、地域包括ケアシステムの啓発のため、県民を対象にしたセミナーを開催したこと、高齢者虐待防止のため、権利擁護等推進事業で、介護施設等における高齢者虐待防止の研修を新たに行ったことが特徴として挙げられる。

また、平成29年に第30回全国健康福祉祭秋田大会が開催されることを契機に、県内高齢者の健康づくりの一環としてスポーツ交流会、地区交流会、ニュースポーツ交流会を開催したところ、多くの参加者が集まり、その機運が盛り上がっていることも力強く思っている。

今後は、地域包括ケアシステムの実現を図るため、これらの事業と併せ、新しい総合事業の取り組み支援による人材の育成や、市町村等の相談業務の取組みに対する支援等に力を入れてまいりたいと考えている。

平成26年度の基本方針として掲げた事項に対する取り組みは、以下の通りである。

- 公益目的事業1として、高齢者の生きがい健康づくり等の事業の実施、及び高齢者の生活全般にわたる総合的な相談体制等の整備・支援を掲げている。

〈高齢者の生きがい健康づくり事業〉

- 1 平成29年の第30回全国健康福祉祭秋田県大会（ねんりんピックあきた）の開催を契機として、高齢者がスポーツ等に親しむ環境を創るため、県、地区のスポーツ交流会の開催のほか、ニュースポーツ交流会を開催し、県民の健康増進を図った。
- 2 平成23年度作成した「元気にとしよる十ヶ条」について、秋田LL大学園の開催事業等を通じ、パンフレットの活用等さらなる啓発普及により、県と協働で県内全体のスローガンとして定着させ、県民への活用促進を図った。
- 3 平成23年度から取り組んでいる、地域支え合い活動をさらに充実普及するために、活動事例集の作成や、セミナーを3カ所で開催したほか、相談支援活動、体制づくりの事業の推進、小学生の擬似体験の実施、市町村に出向いての福祉用具の訪問展示等により、市町村等の取り組みの支援を行った。

〈高齢者の生活全般にわたる総合的な相談体制等の整備・支援〉

- 1 高齢者及びその家族等からの相談に応じ、市町村・地域包括支援センターをはじめ、相談機関・介護保険事業所等の相談体制を支援するため、高齢者総合相談・生活支援センター、認知症コールセンター、高齢者権利擁護等推進事業等を県から受託し、総合相談事業の実施、市町村・地域包括支援センター相談員研修、高齢者虐待事例検討会、啓発研修等を開催した。今年度は、高齢者虐待防止のため、権利擁護等推進事業として、介護施設等における高齢者虐待の研修も新たに行い、多数の事業所職員が参加し、認識を深めたことが特徴と言える。

高齢者総合相談・生活支援センターの年間相談件数は、1,786件、認知症コールセンターの相談件数は、157件となっており、合わせると1,943件と昨年度より155件の増の相談を受けた。

依然として認知症や介護に関する相談、地域や家族の中で孤立して悩んでいる相談、財産管理に関する相談は多く、少しでも解決に向かって前へ進めるよう、本センターのPRをより一層進めてまいりたいと考えている。

2 地域ケア・マネジメント支援機能強化事業を県から委託を受けて実施し、市町村の地域ケア会議等の活動の支援、並びに地域包括ケアシステムに関する啓発を図るため、シンポジウムを開催した。

今後とも、新しい総合事業の取り組み支援事業等と併せて、市町村の取り組みを支援したいと考えている。

- 公益目的事業2では、介護従事者や家族等を対象とした講座・研修会等の開催、及び介護サービス等の情報の公表、情報提供に関する事業等の実施により、高齢者等への保健・医療・福祉サービス等の質の向上に寄与する事業を掲げ、介護実習・普及事業の実施、シルバーサービスの振興、介護支援専門員の養成事業の実施、介護サービス情報公表センターの運営事業を実施することとしている。

〈介護実習・普及事業の実施〉

1 平成24年度から受託し実施した「介護職員等によるたんの吸引等研修」は、不特定の者対象(第1・第2号研修)と、特定の者対象(第3号研修)の研修を、関係機関・団体等の協力を得て実施した。

指導看護師の派遣、演習指導への協力、実地研修に協力いただいた施設、訪問看護ステーション等から協力をいただき実施しているが、研修の長期化、実地研修施設の確保、研修推進体制等の課題は残っている。

2 一般県民や介護等に従事する専門職種向けに、介護情報の提供や知識・技術の習得を目的とした、各種講座や研修会を実施し、地域で支える仕組みの普及と啓発に努めるとともに、介護従事者の資質向上を図った。

講座等の開催は115回、受講者は延べ3,714人、福祉用具と住宅改修に係る相談は160件を数えた。

各種研修については、それぞれの分野で、先駆的な取り組みをされている講師の講義や演習指導について、受講者からは、非常に満足度が高い研修と好評である。

また、このほか、講座や見学会には、43回（536人）、29カ所で移動展示車による福祉用具移動展示・ミニ講座を開催したほか、利用者への相談体制の充実等により、福祉用具が適切に利用されるよう情報提供、啓発を行った。

〈介護支援専門員の養成〉

- 1 介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、県の指定を受けて実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図った。

平成26年度の介護支援専門員実務研修受講試験並びに合格者に対する実務研修を実施し、341名の介護支援専門員が新たに誕生し、平成10年からの実施以来、本県の実務研修修了者総数は、この17年間で6,359名となった。

また現任研修についても、経験年数別に実務従事者基礎研修、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、主任介護支援専門員研修、更新のための更新研修、再研修等を実施し年間延べ受講者総数は、1,034名を数えた。

- 2 介護支援専門員の資質を向上させるため、昨年度、研修を受講するにあたっての到達目標や、指導の視点等を定めたガイドラインが作成され、本県では、平成25年度から一部研修で既に実施している。また制度改正により、28年度からの研修体系の大幅な見直しに対し、関係機関、事業所等へ周知を図るとともに、準備を進めることとする。

〈介護サービス情報公表センターの運営〉

- 1 「介護サービス情報の公表」制度については、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するための仕組みとして施行されている。

平成23年6月に成立した介護保険法の一部を改正する法律により、事業所に対する調査事務については、「都道府県知事が必要と認めるとき」に実施することになり、本県においては「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」および「秋田県介護サービス情報の公表実施要領」が示され、既存事業所の調査頻度は今までの毎年実施から3年毎に変更、公表センターと7調査機関という体制は、1機関での事業実施体制に見直され、情報公表を実施することとなった。

このため、すでに情報公表センターとして指定を受けている当財団が、調査機関としても指定を受け、調査事務を含め、公表制度にかかるすべての業務を受託運営することになり、これらの業務集約の体制のもとに丸3年が経過した。

当財団はこれらの体制のもとで、介護サービス情報の報告・調査・公表を通じ、県民の事業所選択に資するよう、適正な運営を図った。

平成26年度は、「介護サービス情報公表システム」を通じて、既存事業所1,784件（30件増）、新規開設事業所109件（6件増）、合計1,893件（36件増）の事業所の情報を公表し、県民への情報提供を行った。

Ⅱ 平成26年度法人の運営

平成26年度の当財団の法人の運営について、以下のとおり報告する。

1 会議開催状況

理事会、評議員会、監事会の開催状況は次のとおり。

(1) 理事会の開催

●平成26年度第1回理事会

期 日	平成26年5月13日（火） 13時30分開会
開催場所	県社会福祉会館 9階 特別会議室
決議事項	平成25年度事業実施報告について、平成25年度収入支出決算について、定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等について
報 告	業務執行の状況について
出席等	決議に必要な出席理事の数6名、出席理事7名、欠席理事4名 監事出席 2名

●平成26年度第2回理事会

期 日	平成26年11月27日（木）
開催方法	決議の省略の方法
決議事項	事務局職員給与規程の一部改正について
出席等	当該提案に対し、理事11名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議のあったものとみなされた。

●平成26年度第3回理事会

期 日	平成27年2月19日（木）
開催方法	決議の省略の方法
決議事項	評議員会の招集等に関する事項について
出席等	当該提案に対し、理事11名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないことの意味表示を得た日をもって、理事会の決議のあったものとみなされた。

●平成26年度第4回理事会

期 日 平成27年3月23日（月） 13時30分開会
開催場所 県社会福祉会館 9階 第4会議室
決議事項 平成27年度事業計画並びに収入支出予算について、資金運用規程の制定について、基本財産の運用について、資金運用執行責任者の任命について、事務局職員給与規程の一部改正について

業務執行の状況について
報 告
出席等 決議に必要な出席理事の数6名、出席理事9名、欠席理事2名
監事出席 2名

(2) 評議員会の開催

●平成26年度第1回評議員会

期 日 平成26年5月28日（水）
開催方法 決議の省略の方法
決議事項 平成25年度事業実施報告について、平成25年度収入支出決算について

出席等 当該提案に対し、評議員12名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議のあったものとみなされた。

●平成26年度第2回評議員会

期 日 平成27年3月23日（月） 15時30分開会
開催場所 県社会福祉会館 9階 第4会議室
決議事項 平成27年度事業計画並びに収入支出予算について
資金運用規程の制定について

報 告 平成26年度第4回公益財団法人秋田県長寿社会振興財団理事会の決議事項について

出席等 決議に必要な出席評議員の数7名、出席評議員9名、
欠席評議員3名

(3) 監事会の開催

期 日	平成26年4月21日（月）13時30分開会
開催会場	中央シルバーエリア 研修室
内 容	平成25年度事業実施報告、収入支出決算について 業務監査について
出席者	監事2名

2 賛助会員

平成26年度末の賛助会員は、法人会員23法人。個人会員が204名となっている。特に個人会員は、秋田LL大学園を修了して活動されているロングライフアドバイザーを中心に呼びかけ、ご協力いただいている。

〈賛助会員の状況〉

	平成25 年度末	入 会	退 会	平成26 年度末	比較増減 (△)
法人会員	25	0	2	23	△ 2
個人会員	69	136	1	204	135
合 計	94	136	3	227	133

3 公益財団法人の認定等に関する変更の届出

変更がなかったため届出は無し。